

徳 島 市
国 土 強 靱 化
地 域 計 画

原案

令和元年●月

徳 島 市

目 次

I	計画策定の趣旨、位置付け	2
II	基本的な考え方	3
III	強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）	5
IV	国土強靱化の推進方針	
	（1）大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	
	（2）救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
	（3）必要不可欠な行政機能は確保する	
	（4）必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
	（5）経済活動を機能不全に陥らせない	
	（6）ライフライン燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を 最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
	（7）制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
	（8）社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
	横断的分野	
V	施策の重点化	
VI	計画の推進と進捗管理	
	（別紙1）起きてはならない最悪の事態の様相	
	（別紙2）起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	
	（別紙3）国土強靱化の推進方針における「BCP」	
	（別紙4）重要業績指標一覧	

I 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

近年、地球規模の異常気象により、大規模な水害や土砂災害の発生が懸念される状況となってきた。

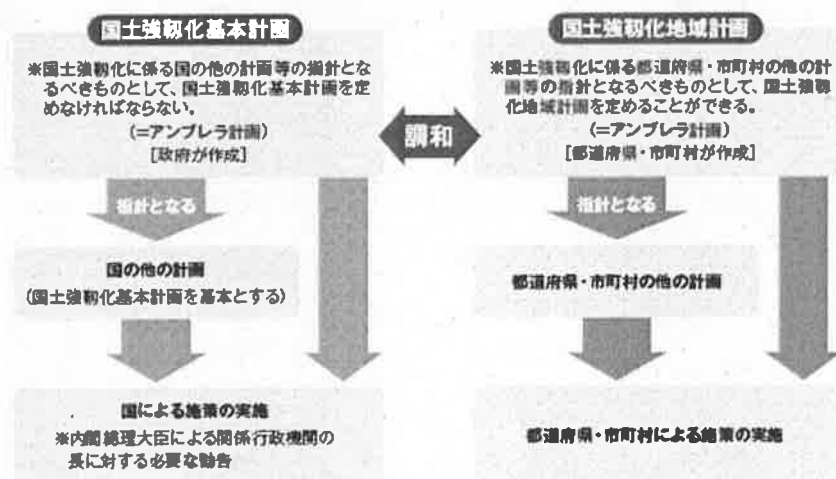
このような状況の中、国は、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」を実現するため平成26年6月に基本計画を策定した。その後、策定から約5年が経過したことから、平成30年12月に、平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ「国土強靱化基本計画」の見直しを行った。

徳島市においても、平成30年7月豪雨等の新たに発生した災害から得られた知見を反映するとともに、令和元年5月31日の「中央防災会議」において、「防災基本計画」や「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に、「臨時情報を活用した防災対応」が明確に位置づけられた等の、防災対応における国の計画等の見直しを踏まえた脆弱性の評価を行うこととし、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な徳島市」をつくりあげ、市民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るため、新たな地域計画を策定する。

2 地域計画の位置付け

本地域計画は、「基本法」第13条に基づく、「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に関し、「地域計画」以外の本市の計画等の指針となるものである。なお、地域計画は、国の基本計画及び県の地域計画と調和を図るものとする。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



3 計画の推進期間

計画の推進期間は、令和●年度を目標年次とする。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

Ⅱ 基本的な考え方

基本法においては、地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、地域計画における目標は、原則として、基本計画に即して設定すると規定されている。また、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な徳島市」をつくりあげるためには、徳島県地域計画と調和を図る必要がある。このため、次のように「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

1 理念

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

- (1) 本市強靱化に向けた取組姿勢
 - ・本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取組みにあたること
 - ・短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と政策立案概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組みにあたること
 - ・国、県をはじめ関係機関等との連携協力による取組みについても取り入れるなど、本市の総力を挙げた取組みとすること
 - ・本市が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること
 - ・事前復興の取組みを推進すること
 - ・「持続可能な開発目標（SDGs）」への対応
持続可能な環境や社会の実現に向け、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献すること

(2)適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクと地域の特性に応じて、**ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ**、効果的に施策を推進すること
- ・「**自助**」、「**共助**」、及び「**公助**」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- ・非常時に**防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用できる対策**となるよう工夫すること

(3)効率的な施策の推進

- ・市民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、**財政資金の効率的な使用**による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ・**既存の社会資本を有効活用**すること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ・限られた資金を最大限に活用するため、**民間資金の活用**を図ること
- ・施設等の**効率的かつ効果的な維持管理**に資すること

(4)地域の特性に応じた施策の推進

- ・本市の特性を踏まえた、本市独自のものとして、**先進的な取組みを反映**すること
- ・**人のきずなや地域コミュニティ機能を強化**し、社会全体の強靱化を推進すること
また、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ・**女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮**し、施策を講じること
- ・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、**自然との共生**を図ること
- ・「**臨時情報**」が発表された場合における**防災対応**への取組みを推進すること
- ・**支援の長期途絶に備えた取組み**を推進すること

Ⅲ 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本市の特性を踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するための施策の現状のどこに問題があるのかを知るために行うものである。これにより、本市の強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

評価は、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野、起きてはならない最悪の事態を設定し行う。

2 本市の特性

(1) 地勢

本市は、徳島県の東部に位置し、市内北部を流れる吉野川がつくりだした沖積平野の三角州上に造られた面積 191.39km²、人口 25 万人余りの都市である。

土地は、南西部が高く東北に至るに従って平坦になっているが、地質が肥よくで気候が温暖であるところから、農業の適地となっている。

市域は広く、ほぼ中央部に市の象徴というべき眉山（標高 290m）と城山（標高 61.7m）があり、市内には吉野川をはじめ、勝浦川、園瀬川、新町川、助任川など 138 もの川が流れ、水運を便利にし、産業の発展にも大きく寄与してきた。また、これらの小分流の間には、常三島、福島、寺島など「島」のつく地名が多く、水の都の感を強くしている。

しかし、昭和 21 年の南海大地震により地盤の沈下が激しく、満潮位以下の低地帯が市街地の 50%以上を占めており、台風、大雨、高潮などの影響を受けやすい地勢となっている。

(2) 地質

徳島県の地質構造は、東西に中央構造線、仏像構造線などの構造線が走り、北から和泉帯、三波川帯、秩父帯、四万十帯に分けられる。

中央構造線の南側の三波川帯は、古生層が変成作用を受けてできた結晶片岩から成り、深部まで基岩が破碎され、地質が非常に脆弱であることから、多数の地すべり地が分布しており、日本有数の地すべり地帯で、本市南西部はこの三波川帯に含まれている。

また、本市北部の徳島平野は沖積低地で沖積層が広がり、地震による液状化の可能性が高い地質である。

(3) 気象

本市は温かな気候に恵まれている。1981 年から 2010 年までの年間平均気温は 16.6 度で、年間降水量は 1,453.8mm である。徳島県は台風の進路に当たることが多いので降水量は暖候期に多く寒候期に少ない。寒候期は空気の乾燥した日が続くことが多い。風は地形の影響で冬季には北西の風、夏季には南東の風が吹きやすい。夏の夕方には夕なぎの現象が起こる。

(4) 人口

2019 年 10 月時点での徳島市の人口は、252,984 人となっており、5 年前（2014 年 10 月）の 257,067 人に比べ 4,083 人減少し、1999 年以降は少子高齢化の影響などにより減少傾向にある一方、世帯数は増加傾向が続いており、世帯の小規模化が進んでいる。

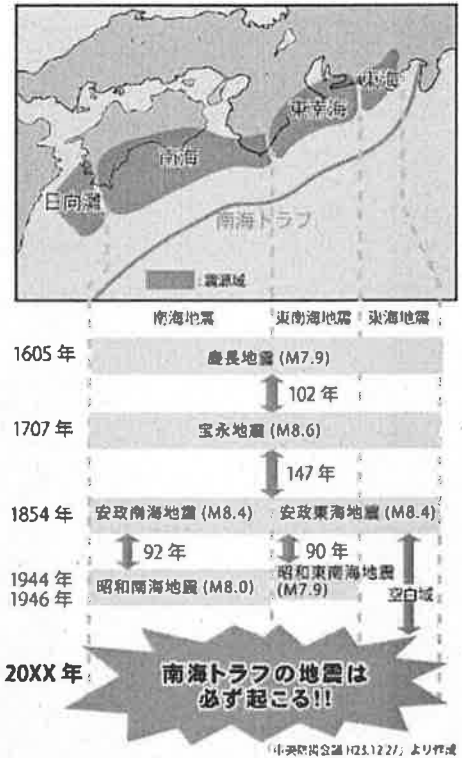
(5) 災害の歴史

①南海トラフ地震

徳島県は、有史以来幾度となく南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けており、江戸時代以降も、4度の地震・津波に襲われている。南海トラフ地震は、100年～150年間隔の周期で繰り返し発生しており、また、東海地震及び東南海地震と同時もしくは少しの間隔を開けて発生している。

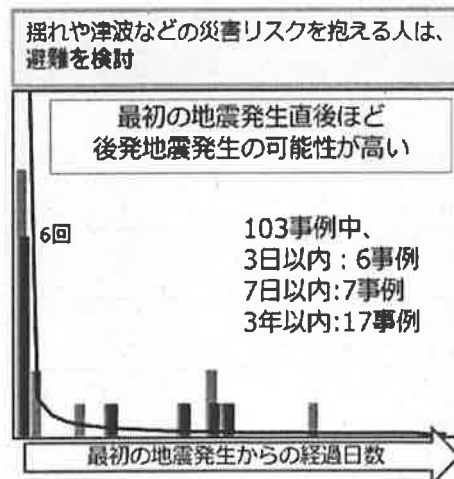
平成31年1月1日現在の今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は、地震調査研究推進本部によると70～80%となっている。

江戸時代以降に発生した大地震及び近年発生した大地震等を次に示した。



日本暦	西暦	マグニチュード	地震名	被害状況
慶長9年 12月16日	1605年	7.9	慶長地震	淡路島安坂村千光寺の諸堂倒れ、仏像が飛散したとあるのみ。津波が犬吠埼から九州までの太平洋岸に来襲して、八丈島で死57、浜名湖近くの橋本で100戸中80戸流され、死多数、紀伊西岸広村で1,700戸中700戸流失、阿波突喰で波高2丈、死1,500余、土佐甲ノ浦で死350余、崎浜で死50余、室戸岬付近で死400余等ほぼ同時に2つの地震が起こったとする考えと、東海沖の1つの地震とする考えがある。
宝永4年 10月4日	1707年	8.6	宝永地震	わが国最大級の地震の一つ。全体で少なくとも死2万、潰家6万、流失家2万。被害は東海道・伊勢湾・紀伊半島で最もひどく、津波が紀伊半島から九州までの太平洋沿岸や瀬戸内海を襲った。津波の被害は土佐が最大。室戸・串本・御前崎で12m隆起し、高知市の東部の地約20km ² が最大2m沈下した。遠州灘沖及び紀伊半島沖で2つの巨大地震が同時に起こったとも考えられる。
安政1年 11月4日	1854年	8.4	安政東海地震	被害は関東から近畿に及び特に沼津から伊勢湾にかけての海岸がひどかった。津波が房総から土佐までの沿岸を襲い、被害をさらに大きくした。この地震による居宅の潰・焼失は約3万軒、死者は2千～3千人と思われる。沿岸では著しい地殻変動が認められた。
安政1年 11月5日	1854年	8.4	安政南海地震	東海地震の32時間後に発生、近畿付近では2つの地震の被害をはっきりとは区別できない。被害地域は中部から九州に及ぶ。津波が大きく、波高は串本で15m、久礼で16m、種崎で11mなど、地震と津波の被害の区別が難しい。死者数千、室戸・紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸・串本で約1m隆起、甲浦・加太で約1m沈下した。

日本暦	西暦	マグニ チュード	地震名	被害状況
昭和19年 12月7日	1944年	7.9	昭和東南海地震	静岡・愛知・三重などで合わせて死・不明1,223、住家全壊17,599、半壊36,520、流失3,129。遠く長野県諏訪盆地での住家全壊12などを含む。津波が各地に襲来し、波高は熊野灘沿岸で68m、遠州灘沿岸で12m、紀伊半島東岸で30~40cm地盤沈下した。
昭和21年 12月21日	1946年	8.0	昭和南海地震	被害は中部以西の日本各地にわたり、死1,330、家屋全壊11,591、半壊23,487、流失1,451、焼失2,598。津波が静岡県より九州にいたる海岸に襲来し、高知・三重・徳島沿岸で46mに達した。室戸・紀伊半島は南上りの傾動を示し、室戸で1.27m、潮岬で0.7m上昇、須崎・甲ノ浦で約1m沈下。高知付近で田圃15km ² が海面下に没した。
昭和30年 7月27日	1955年	6.4	徳島県の南部地震	昭和30年7月27日10時20分、那賀川上流を中心に震度5の地震揺れがあったと推定される。震源付近の宮浜、平谷、木頭の各村及び海南町で山・崖崩れが多数起こり、宮浜村では死傷者も出た。被害は死者1人、負傷者5人、山崩れ20箇所、トンネル崩壊1箇所、道路11箇所にとんだ。
昭和35年 5月23日	1960年	8.5	チリ沖地震	チリ地震津波、日本全体で死者不明者142、家屋全壊1,500余、半壊2,000棟（津波被害）
平成7年 1月17日	1995年	7.3	平成7年（1995年） 兵庫県南部地震	阪神淡路大震災、死者不明6,437人、負傷者43,792人、全壊104,906棟、半壊144,274棟、全半焼7,132棟、一部地域で震度7
平成23年 3月11日	2011年	9.0	平成23年（2011年） 東北地方太平洋沖地震	東日本大震災、死者不明者21,839人、負傷者6,219人、全壊127,830棟、半壊275,807棟、一部破損766,671棟（2015年3月現在）、被害の多くは巨大津波によるもの。
平成28年 4月16日	2016年	7.3	平成28年（2016年） 熊本地震	4月14日21時26分に前震が発生し、28時間後の4月16日1時25分に本震が発生した。死者数は関連死を含め272人、住家全壊8,642棟（2019年9月13日現在）となっている。



【参考】記録に残る日本最古の津波は、日本書紀に記された684年の白鳳南海地震によるものである。

②大規模な水害

本市は「水都」と表現されるように多くの河川が流れている。これにより豊かな環境が恵まれてきた一方で、徳島県が台風の常襲地帯でもあるため、これまで幾度となく水害が発生し、大きな被害を受けてきた。

特に吉野川は、「四国三郎」とも呼ばれ、我が国の3大暴れ川の一つであり、かつては、毎年のように氾濫し、流域の人々を苦しめてきた。その名残として、吉野川流域では高地蔵や高石垣の家が各地に見られる。

近年では平成16年10月に、台風23号により高潮となり、上八万町や勝占町では床上浸水被害も発生し、佐古地区では内水氾濫も起きている。また、豪雨時には道路冠水も発生している。



道路冠水の状況（平成21年8月）
二軒屋駅付近



道路冠水の状況（平成13年7月）
八万町大坪付近

③大規模な土砂災害

徳島県は、急峻な地形や脆弱な地質に加えて、台風常襲地帯であることから、大規模な土砂災害にたびたび見舞われ、明治以降、発生した深層崩壊でも大きな被害を受けている。

本市でも南西部に山地が広がっており、土砂災害警戒区域も多く指定されている。近年の異常気象を考慮すれば、これまで以上に土砂災害に対する備えの重要性が高まっている。

④豪雪による災害

徳島県は、冬期についても比較的温暖であり年間降雪量も少ないが、近年の異常気象により、豪雪による災害が発生する可能性が高まっている。平成26年12月に、県西部の山間部を中心に降った雪は、広範囲にわたって沿道の木々を倒したため、道路の通行止めや電気、電話の途絶を引き起こし、長期にわたり多くの集落が孤立したところであり、改めて、本市でも豪雪災害に対する備えの必要性が認識された。

3 対象とする自然災害（想定するリスク）

対象とする自然災害に関しては、「2 本市の特性」や

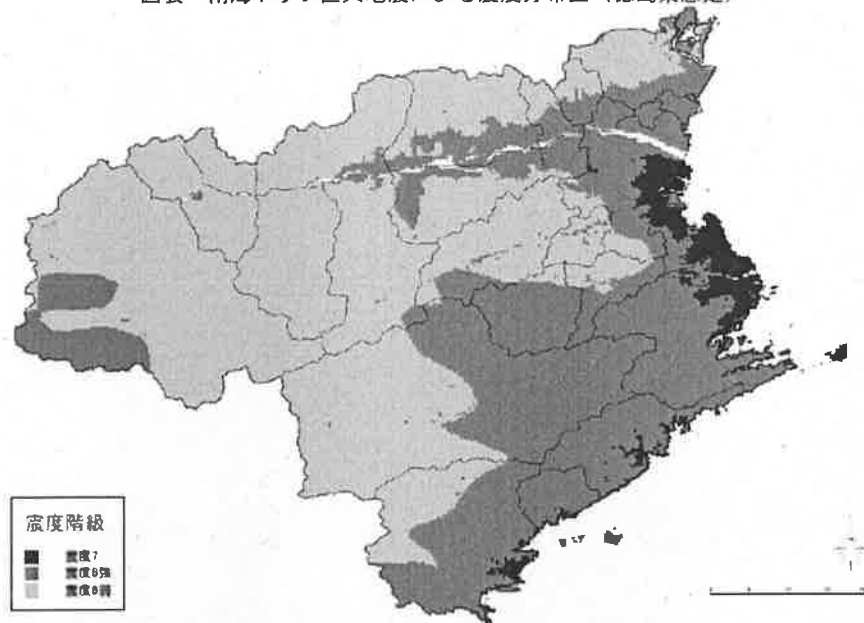
- (1) 南海トラフ地震の今後30年以内にM8～9クラスの発生確率が70～80%となっていること。
- (2) 中央構造線活断層帯等の活断層を震源とする直下型地震も懸念されること。
- (3) 平成30年に発生した7月豪雨や台風21号など、近年の台風は大型化し、集中豪雨が激化していること。
- (4) 平成26年12月の豪雪により、県西部の広い範囲で6日間にわたり孤立集落が発生したこと。
- (5) これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生が懸念されること。

などから、次のように決定する。

主な大規模自然災害		想定する規模等
南海トラフ地震・津波		<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震・津波については、内閣府「南海トラフの巨大地震検討会」が公表した「想定震源断層域」に基づき、地震はM 9.0、津波はM 9.1とする。 ・南海トラフの東側の領域でM 8.0の地震が発生し、7日以内に後発地震発生の可能性が相対的に高まった場合を想定（臨時情報の発表）。
中央構造線・活断層地震等 (直下型地震等)		中央構造線断層帯で想定される最大クラスの地震（M 7.7）とする。
台風・梅雨前線 豪雨・豪雪等	大規模風水害	想定しうる最大規模の降雨や高潮等による風水害を想定。例えば、連続雨量が1,000ミリを超える大雨や100ミリの雨量が数時間継続する大雨による堤防の決壊等。
	大規模土砂災害	人的被害の発生する深層崩壊等を想定。これにより形成された天然ダムによる湛水及び決壊も想定。
	豪雪災害	短期間での除雪が困難となる、または、着雪により大量の倒木が発生し、道路の通行止めや電気・電話等が途絶する事態が広域で発生する豪雪を想定。
複合災害		台風が連続して襲来する場合や南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること等を想定。

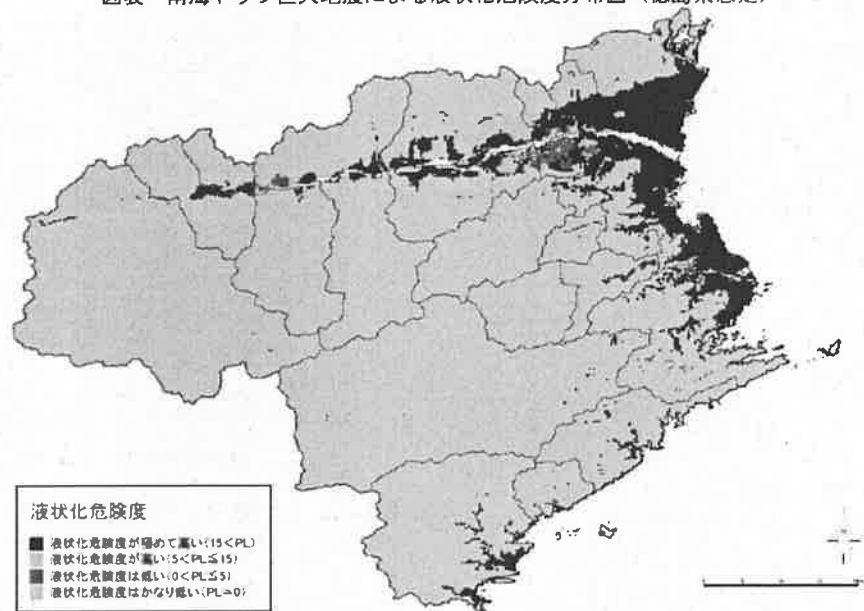
次に、徳島県が平成25年に公表した徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次・第二次）から、南海トラフ巨大地震による震度分布図、液状化危険度分布図、津波浸水想定図、人的・物的被害やライフラインの被害想定を示す。

図表 南海トラフ巨大地震による震度分布図（徳島県想定）



図の出典：「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」（平成 25 年 7 月）

図表 南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図（徳島県想定）



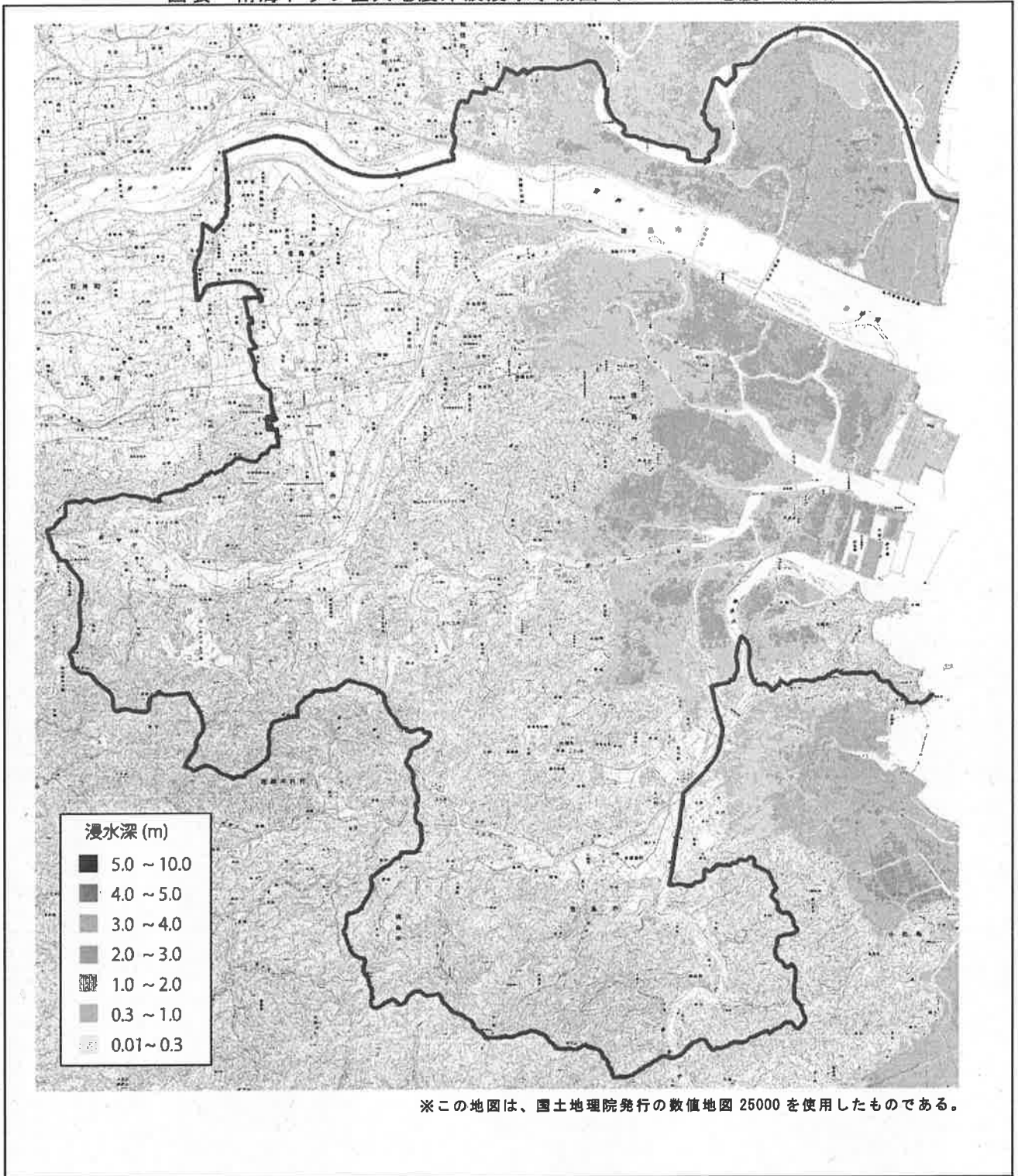
図の出典：「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」（平成 25 年 7 月）

建物全壊数・死者数（最大ケース）

建物被害数（棟）					
揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	計
30,900	540	360	42,300	12,300	116,400

死者数（人）				
揺れ	急傾斜地	津波	火災	計
3,900	30	26,900	470	31,300

図表 南海トラフ巨大地震津波浸水予測図（レベル2地震・津波）



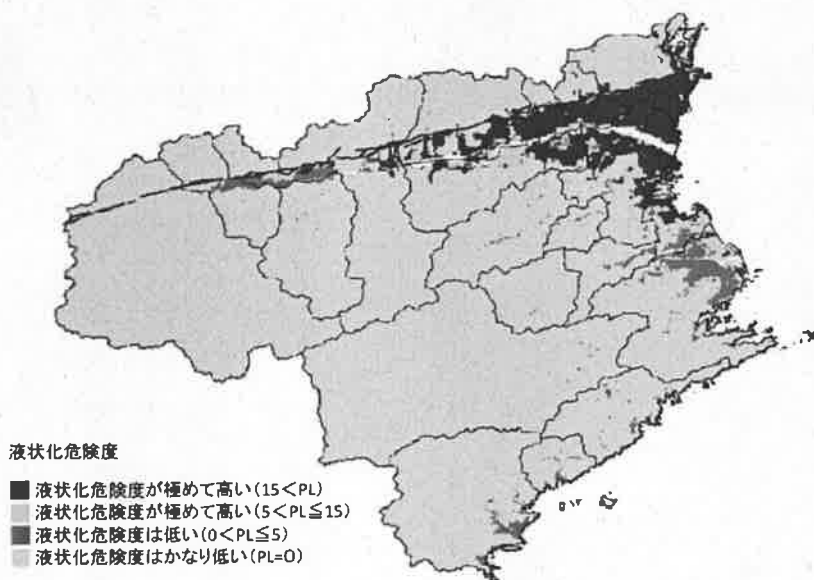
次に、徳島県が平成29年に公表した中央構造線・活断層地震が発生した場合の被害想定から、震度分布図、液状化危険度分布図、人的・物的被害やライフラインの被害想定を示す。

図表 中央構造線・活断層地震による震度分布図（徳島県想定）



図の出典：「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」（平成29年7月）

図表 中央構造線・活断層地震による液状化危険度分布図（徳島県想定）



図の出典：「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」（平成29年7月）

建物全壊数・死者数（最大ケース）

建物被害数（棟）				
揺れ	液状化	急傾斜地	火災	計
44,400	430	180	18,700	63,700
死者数（人）				
揺れ	急傾斜地	火災	計	
2,860	20	560	3,440	

4 施策分野の決定

評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野は、基本計画の施策分野を参考に次の5つの個別的施策分野と6つの横断的分野とした。

(1) 個別施策分野

①行政施策分野	行政機能 警察・消防等
②住環境分野	住宅・都市 環境
③保健医療・福祉分野	保健医療・福祉
④産業分野	エネルギー 金融 情報通信 産業構造 農林水産
⑤県土保全・交通分野	交通・物流 県土保全 土地利用

(2) 横断的施策分野

①リスクコミュニケーション分野	様々なリスクコミュニケーション施策
②人材育成分野	民間の人材確保・育成等
③官民連携分野	さまざまな官民連携施策
④長寿命化対策分野	公共土木施設等の老朽化対策等
⑤研究開発分野	IoT、ICT技術等の活用等
⑥過疎対策分野	サテライトオフィスの誘致等

5 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、基本計画の4.5の最悪の事態を参考にしつつ、想定したリスク及び本市の特性を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして4.1の「起きてはならない最悪の事態」を次のように設定した。

(1) 事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 2-6 被災地における感染症等の大規模発生 2-7 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-4 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響 5-5 食料等の安定供給の停滞 5-6 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6-4 陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生 7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺 7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 7-5 有害物質の大規模拡散・流出 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 8-2 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失 8-5 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 8-7 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

(2) 8つの目標の時間軸上の整理

	事前に備えるべき目標	事前復興	災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1	全ての人命を守る		→			
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難環境生活を確保			→		
3	必要不可欠な行政機能の確保			→		
4	必要不可欠な情報通信機能等の確保			→		
5	経済活動を機能不全に陥らせない			→		
6	ライフライン等の確保・早期復旧			→		
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない			→		
8	地域社会・経済が迅速かつ強靱に復興できる条件を整備	→			→	

また、「起きてはならない最悪の事態」の様相は別紙1のとおりであり、これを念頭にこの最悪の事態を回避するために現在実施されている施策を洗い出し、現状の脆弱性の分析・評価を行う。

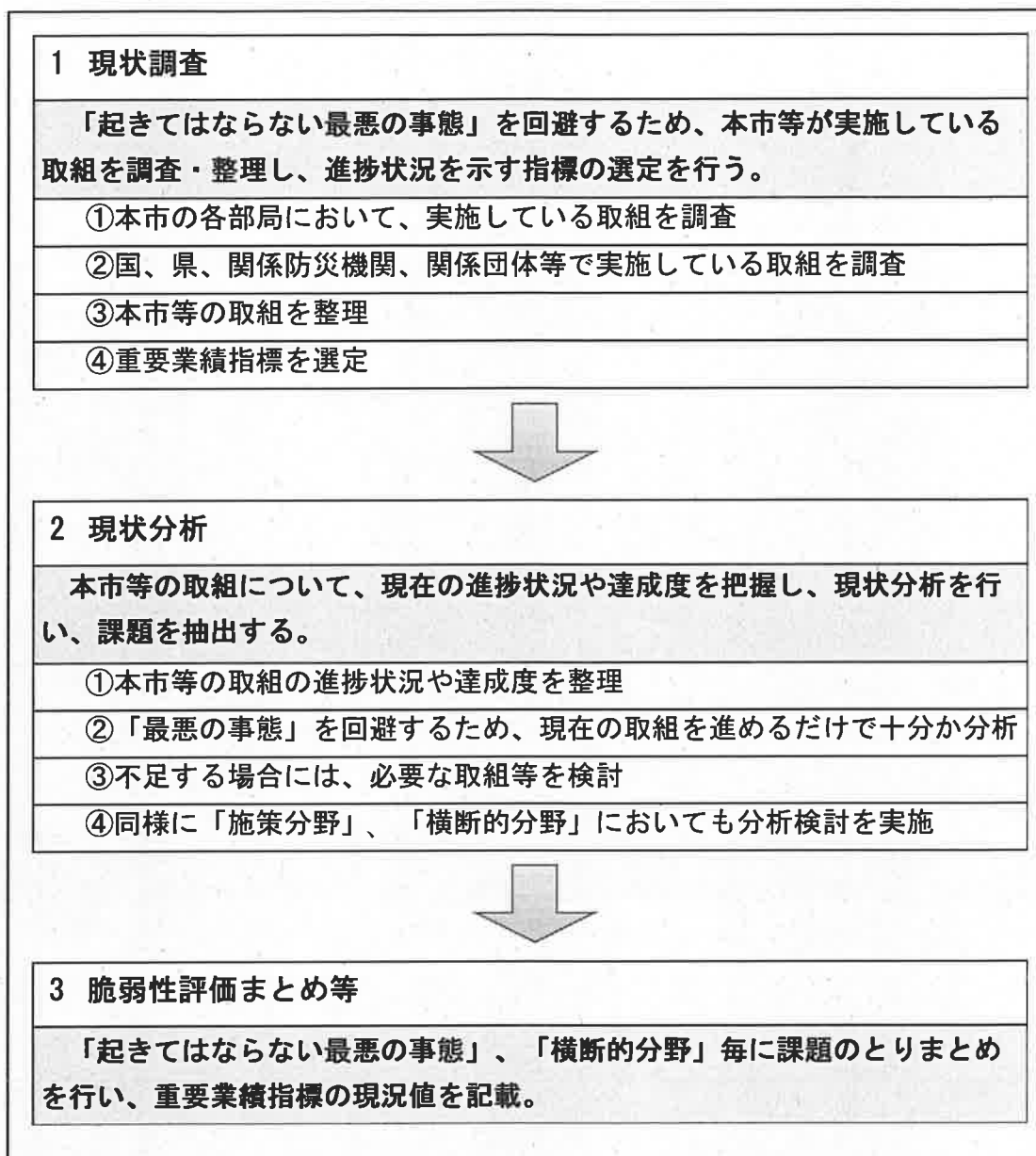
6 重要業績指標 (KPI : Key Performance Indicator) の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群(以下「プログラム」という。)の達成度や進捗を把握するため、プログラムごとに重要業績指標をできるだけ多く選定した。重要業績指標は、指標とプログラムの関連性(直接性、有益性)、指標と施策の関連性(寄与性、妥当性)及び指標の特性(客観性、実践性)の観点に着目して選定した。重要業績指標は、脆弱性評価や、今後、これを踏まえて、推進する施策の進捗管理に活用する。

なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、今後プログラムの進捗管理に活用するにあたり、精度の向上等、内容の向上を図るべく継続的に見直しを行うこととする。

7 脆弱性評価の実施手順

脆弱性評価は、次の手順により実施した。



8 脆弱性評価結果

脆弱性評価結果及び評価にあたって活用した重要業績指標とその現況値は、別紙2のとおりである。